

○宇陀市住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る本人通知制度に関する要綱

平成24年3月30日告示第40号

改正

平成27年2月24日告示第8号

平成27年12月28日告示第123号

令和2年4月1日告示第42号

令和4年2月21日告示第7号

令和8年6月1日告示第93号

宇陀市住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者又は不正取得された者に対し、その交付の事実の通知をする制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、除票の写し、除票に記載をした事項に関する証明書及び戸籍の附票の除票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項、第15条の4第1項、第20条第1項又は第21条の3第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3、第15条の4第3項若しくは第4項、第20条第3項若しくは第4項又は第21条の3第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

3 この告示において「本人等」とは、住民票の写し等の交付に係る請求書等（以下「交付請求書」という。）に交付の請求の対象となる者として記載さ

れた者（当該者の法定代理人を含み、当該者が特定できない場合は、住民票の世帯主又は戸籍筆頭者）をいう。

- 4 この告示において「不正取得」とは、偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、取得することをいう。

（登録対象者）

第3条 本人通知制度の対象となる者は、事前の登録（以下「事前登録」という。）の申込みの日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳、戸籍の附票、除票簿又は戸籍の附票の除票簿に記録されている者

(2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

（事前登録の申込み等）

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ宇陀市本人通知制度事前登録申込書（様式第1号）により、事前登録を申し込まなければならない。

- 2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（本人の写真を貼付し、かつ、当該写真及び台紙に割印若しくは浮出しプレスによる契印があるもの又は当該写真及び台紙にラミネート加工若しくは改ざん防止のための特殊加工が施されたものに限る。）その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 第1項の申込みを代理人により行おうとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

- 4 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

（事前登録等）

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宇陀市本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録

者名簿」という。)に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録した者(以下「事前登録者」という。)であることを事務従事者が確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、宇陀市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

(本人通知)

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により、事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、次に掲げる事項を記載した宇陀市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により、当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、市長が特別な請求と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別

(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(不正取得が行われた場合の取扱い)

第9条 市長は、次の各号に掲げるものその他の事由により、本市において住民票の写し等が第三者に不正取得されたことを知ったときは、宇陀市住民票の写し等の不正取得の疑義に関する疎明について(様式第5号)により疎明資料の提出を求めるものとする。

- (1) 奈良県その他の所管官庁(以下「所管官庁」という。)からの第三者による住民票の写し等の不正取得の事実にかかる通知
- (2) 住民票の写し等を取得した第三者について、不正取得を理由とした所管官庁による懲戒処分公告
- (3) 第三者による住民票の写し等の不正取得の事実を確定した裁判所の判決

- 2 市長は、前項の規定により疎明資料の提出を求めた日から14日以内に回答書(様式第6号)による回答があり、正当な請求であったと認められたと

き、又は次の各号のいずれかに該当するときを除き、宇陀市住民票の不正取得通知書（様式第 7 号）により本人等に通知するものとする。

- (1) 通知しようとする事実について、本人が既に知っているとき。
- (2) 交付請求書がその保存年限を経過し、既に破棄されているとき。
- (3) その他本人等に通知することができないとき。

（その他）

第 1 0 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略